

**11 条例、規則等の取扱い**

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整方針に基づき、次の区分により整備する。

- (1) 合併と同時に即時制定し施行させるもの
- (2) 合併後、逐次制定し施行するもの
- (3) 暫定措置として一定の地域に施行するもの

**12 事務機構及び組織の取扱い**

- (1) 現在の園部町、八木町、日吉町及び美山町の庁舎並びに関係施設を有効活用した組織・機構とし、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- (2) 新市の組織・機構については、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

**〈新市における組織・機構の整備方針〉**

新市における事務組織・行政機構については、従前の各町に支所を配することとするが、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の効率化、合理化を進める必要がある。このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- ① 市民が親しみやすく利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ② 地域振興を支援できる組織・機構
- ③ 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ④ 簡素で効率的な組織・機構
- ⑤ 責任の所在が明確な組織・機構
- ⑥ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑦ 緊急時に即応できる組織・機構
- (3) 新市における教育委員会委員は5人とし、監査委員は2人とする。
- (4) 行政委員会については、法の定めるところに

より、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会を設置する。

**13 一部事務組合等の取扱い**

- (1) 京都中部広域消防組合、船井郡衛生管理組合、国民健康保険南丹病院組合、京都中部地区広域市町村圏協議会、京都府市町村退職手当組合、京都府市町村交通災害共済組合、京都府町村議会議員公務災害補償等組合、京都府自治会館管理組合及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において加入する。
- (2) 船井・北桑田地区土地開発公社及び亀岡市・園部町財産区組合については、現行のまま新市に継承する。

**14 使用料及び手数料等の取扱い**

使用料及び手数料等の取扱いについては、各調整項目の調整結果に基づくものとする。

**15 公共的団体等の取扱い**

公共的団体等の取扱いについては、各調整項目の調整結果に基づくものとする。

**16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い**

- (1) 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、各調整項目の調整結果に基づくものとする。
- (2) 法令外負担金については、基本的に支出しないこととする。ただし、政策並びに組織運営上必要な負担金については、新市においても支出する。
- (3) 同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て一元化へ向けた調整を行う。

**17 町、字の区域及び名称の取扱い**

現町名を4町とも残し、町名、字名、小字名は現状のまま新市へ継承する。ただし、住居表示上の「大字」「字」「小字」の表記はしないものとする。

**18 町の慣行の取扱い**

- (1) 新市の市章については、新市発足時まで決定する。

定する。

- (2) 市民憲章及び市の木、花、鳥等については、新市において決定する。

**19 各種事務事業の取扱い**

**19-1 自治会、行政連絡機構の取扱い**

- (1) 自治会組織については、現行のまま新市に移行する。
- (2) 行政連絡機構については、新市発足時に新たな組織を設置する。
- (3) 地縁団体については、現行のまま新市に継承する。
- (4) 地域振興会については、新市において継続する。

**19-2 情報公開の取扱い**

情報公開及び個人情報保護については、合併時に規定すべき条項を調整し、条例を制定する。

**19-3 男女共同参画の取扱い**

新市において、推進組織を設置するとともに、市民の計画策定組織を設置して早期に新プランを策定し、推進に努める。

**19-4 人権啓発の取扱い**

- (1) 人権啓発事業については、新市において、啓発推進組織の一元化を図り、計画的な人権啓発事業を推進する。
- (2) 隣保館等新市のコミュニティ施設と位置付ける施設は、各施設の事情を尊重しながら新市に継承し、地元要望等により、払い下げ可能な施設については、新市移行時までに各町において移管する。

**19-5 広聴広報の取扱い**

- (1) 新市の広報誌及びお知らせについては、新市で一元化して発行する。なお、発行回数は、広報誌は月1回程度、お知らせは月2回程度とする。
- (2) 新市の広聴会については、必要に応じて開催し、

インターネットなどを活用した意見の聴取、住民の行政参加を促す環境整備を図る。

(3) 有線放送及び共同テレビ（CATV含む）の現行施設については、新市に継承する。なお、合併後、CATV機能の整備を含めた高度な広域情報通信網を整備する。

### 19-6 消防団の取扱い

(1) 消防団の組織については、合併期日まで現行どおりとし、新市発足をもって1消防団に再編する。また、分団等の組織は、当面現行どおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

(2) 現団員は、そのまま新市に引き継ぎ、現団員数を基本として条例定数を1,700人以内とする。なお、任用の取扱いについては、合併期日までに調整し、新市において適用する。

(3) 現有の機械器具については、新市へ消防財産として引き継ぎ、新市において作成する消防計画に基づき配置等を決定する。

(4) 市町村間の相互応援協定については、一元化に沿って統合、再編するものを新市で決定する。

### 19-7 防災関係の取扱い

(1) 防災組織については、自主防災組織を全市域にわたって組織できるよう努めるともに、婦人消防協力隊を新市において組織する。なお、幼年消防クラブについては、現行どおり新市に継承する。

(2) 地域防災計画については、新市発足時に施行する。

(3) 広域（震災時）避難場所については、現行どおり新市において指定する。

(4) 共済、見舞金等は、新市に制度として存続する。詳細については新市で整備する。

(5) 防火防災施設整備に関する制度は新市に引き継ぎ、補助基準や負担割合については、新たに作成

する消防計画で一元化を図る。

### 19-8 姉妹都市等の取扱い

友好都市交流については、相手の意向を確認し、新市に移行する。また、中学生国際交流については、現行どおり継続し、合併後は市内の中学生が等しく機会が得られるよう検討する。

### 19-9 電算システムの取扱い

新市の総合行政システムについては、京都府町村会の「新TRY-X」とする。その他のシステムについては、住民サービスの低下を招くことなく、合併時に円滑に移動できるよう調整する。

### 19-10 納税関係の取扱い

(1) 集合徴収の対象税目は、市府民税、固定資産税（都市計画税を含む。）とする。国民健康保険税については、資格、課税、収納を一体化し、税務事務から国保事務へ移行する。期割は10期（6月から翌年3月）とする。

(2) 軽自動車税の集合徴収は行わず、1期（4月）とする。

(3) 督促手数料については、督促状1通につき100円とする。

(4) 納期前納報奨金については、新市移行時に制度を廃止する。

(5) 納税組合組織については、プライバシー保護の観点から廃止する。

### 19-11 国民健康保険の取扱い

(1) 国民健康保険税の税率については、新市において統一し、賦課方式については、四方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から三方式（所得割、均等割、平等割）に変更する。なお、適用については、平成18年度からとする。

(2) 国民健康保険税の納期、軽減措置、減免規定については、一元化の上、新市に継承する。なお、

納期については、10期とする。

(3) 被保険者証については、カードに一元化の上、新市に継承する。

(4) 出産育児一時金については、300,000円とし、葬祭費については、1人当たり50,000円とする。

(5) 保健事業のうち人間ドックについては、補助基準を一元化の上、新市に継承する。なお、その他の保健事業については、医療費の適正化のために適切な保健事業を行う。

### 19-12 保育所の取扱い

(1) 保育所数については、現行のまま新市に移行し、合併後新市域全体での保育所数、地域のバランス、保育ニーズ、幼稚園との関連（幼保一元化）等を踏まえ、検討する。

(2) 保育料については、児童と同一世帯で生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者を算定対象とし、国の徴収基準を基本に新たな基準額表に一元化する。ただし、新規徴収額と現行徴収額に大きな差が生じる場合は、年限を定めて激変緩和措置を講じる。なお、新規徴収基準額の適用は、平成18年度からとする。

(3) 延長保育については、地域の状況に配慮し、実施保育所を限定して行う。

(4) 一時保育については、要件を家庭における保育が一次的に困難な場合に限定し、地域ごとに1ヶ所以上の保育所で実施できるよう検討する。

(5) 障害児保育については、現行のまま存続する。

(6) 通所費補助については、新市において運行する専用の通園バスを利用する場合は、保護者の負担を1ヶ月1人当たり2,000円とし、公共交通機関利用の場合は、定期代が1ヶ月2,000円を超える額を補助する。